

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県監査委員 軽石 義則  
岩手県監査委員 神崎 浩之  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 監査第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 財政的援助団体等の<u>監査</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>決算審査</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>健全化判断比率及び資金不足比率の審査</u>に関すること。</p> <p>。</p> <p>(6) <u>現金出納の検査</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>指定金融機関等の監査</u>に関すること。</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 監査第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 財政的援助団体等<u>監査</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>指定金融機関等監査</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>現金出納検査</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>内部統制評価報告書審査</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>決算審査</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>定額資金運用基金運用状況審査</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>健全化判断比率等審査</u>に関すること。</p> <p>(10) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。